## 公益財団法人平塚市まちづくり財団第2回理事会議事録概要

平成27年8月27日午後2時、勤労会館2階中会議室において、第2回理事会を 開催した。

出席理事 6人(理事総数7人)

伊藤裕、安達信行、岩崎由紀子、杉山鎭夫、田中國義、丸山孜

出席監事 大曽根俊久、岩﨑和子

定刻になったので司会者総務施設課長は開会を宣し、本日の理事会は理事7人中6人及び監事の大曽根俊久、岩﨑和子の出席を得ているので有効に成立した旨を告げ、理事会運営規程第6条第1項により代表理事の伊藤裕理事長が議長となり議案の審議に入った。

理事長は、本日の議題は、議案として「議案第6号理事職務権限規程及び理事会運営規程の一部を改正する規程」、「議案第7号嘱託職員の給与基準及び嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の一部を改正する規程」、「議案第8号平塚レンタサイクル管理運営規程の一部を改正する規程」、「議案第9号駐輪場管理運営規程及び自動車駐車場管理運営規程の一部を改正する規程」の4案件、報告事項として「評議員の選任」、「理事長等の職務執行状況報告(6月~8月)」の2件である旨を告げ審議に入った。

議案第6号理事職務権限規程及び理事会運営規程の一部を改正する規程

理事長は、議案第6号理事職務権限規程及び理事会運営規程の一部を改正する規程について、改正理由を定款の改正に伴う引用条文の整備と理事会議事録記載事項を明確にする条文の追加等を行うためと説明し、議案第6号別紙により改正内容を説明した。監事から新たに設ける理事会運営規程の別表の根拠について質問があり、理事長は一般法人法等法令において定められている議事録記載事項によっていると説明した。理事長が諮ったところ、議案第6号理事職務権限規程及び理事会運営規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案を可決決定した。

議案第7号嘱託職員の給与基準及び嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に 関する規程の一部を改正する規程

理事長は、議案第7号嘱託職員の給与基準及び嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の一部を改正する規程について、改正理由を当法人の嘱託職員の給与については平塚市に準じているので、平塚市の嘱託職員の給与が平成27年4月1日から引き上げられていることから、平塚市に準じて嘱託職員の給与を引き上げるためと説明し、議案第7号別紙により改正内容を説明した。理事長が諮ったところ、議案第7号嘱託職員の給与基準及び嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案を可決決定した。

議案第8号平塚レンタサイクル管理運営規程の一部を改正する規程

理事長は、議案第8号平塚レンタサイクル管理運営規程の一部を改正する規程について、改正理由をレンタサイクルの利用できる日を拡充するため、また別表で定めている

超過料金の規定を強化し、利用時間を超えた利用について超過料金の徴収を明確にするためと説明した。監事から試行として7月から現在までの日曜日の開業状況について質問があり、理事長は、7日間の開業を行い、定期利用と一時利用を合わせ606件の利用があったと説明した。監事から今後のレンタサイクルは、収益率も重要であるが従来の通勤、通学だけでなく観光での利用も視野に入れ検討してほしいとの意見が出され、理事長は、運営コストとのバランスなどを考慮する必要があり検討課題であると説明した。理事長が諮ったところ、議案第8号平塚レンタサイクル管理運営規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案を可決決定した。

議案第9号駐輪場管理運営規程及び自動車駐車場管理運営規程の一部を改 正する規程

理事長は、議案第9号駐輪場管理運営規程及び自動車駐車場管理運営規程の一部を改正する規程について、改正理由として駐輪場を利用できるバイクの排気量を道路運送車両法や駐車場管理運営規程との整合性を図るための字句整備と自動車駐車場の定期券の再発行に要する費用を徴収するため、また回数専用コインを廃止し、回数専用券とするための条文整備と説明し、議案第8号別紙により改正内容を説明した。監事から再発行金額は消費税込かとの質問があり、理事長は、再発行金額には消費税が含まれていると説明した。理事長が諮ったところ、議案第9号駐輪場管理運営規程及び自動車駐車場管理運営規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案を可決決定した。

## 評議員の選任

理事長は、平成27年7月23日に評議員選定委員会が開催され、同年6月2日付けで辞任した井上純一評議員の後任として、石田有信評議員が選任されたことを評議員選定委員会議事録により報告した。

## 理事長等の職務執行状況報告(6月~8月)

理事長及び常務理事は、職務執行状況報告として、7月末の月次決算、8月末時点での予備費充用、4月から8月末までの事業報告、示談した駐車場の車両汚損事故、各専門委員会の開催、県の立入検査及び事務所建設の経過の状況について、別紙職務執行状況報告書により報告した。監事から駐車場の車両汚損事故について、駐車場の所有者である市に汚損の原因となる箇所の修繕依頼を行なっているのか、また、駐輪場や駐車場の利用料は当法人が独自で決めているのかとの質問があり、理事長は市に修繕依頼を行なっていること、料金について、駐輪場は市との協定により当法人の案を基に市と協議して定めているが、駐車場は当法人が近隣の駐車場の状況などを考慮に入れ自主的に決めていると説明した。理事から利益相反行為について質問があり、理事長は、利益相反行為については、理事会の承認と報告が必要となると説明した。

以上をもって議案の審議を終了したので、議長は閉会を宣し午後3時20分閉会した。